

# 柱毎の認知症施策集(案)

# 1. 普及啓発・本人発信支援

警察庁 金融庁 消費者庁 法務省 文部科学省  
農林水産省 経済産業省 国土交通省 厚生労働省

- 認知症サポーター※1の養成を引き続き行うとともに、認知症の人と関わる機会が多い小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等向けの養成講座を拡大する。
- 子供・学生向けの認知症サポーター養成講座の実施や高齢者との交流等を通じて、子供・学生の認知症に関する理解を促進する。
- 地域住民の介護等に関する相談窓口である「地域包括支援センター」などの、相談窓口の周知を強化する。
- 認知症本人からの発信の機会を拡大する。

| 施策<br>主な対象者<br>取組内容              | 認知機能の低下のない人、<br>プレクリニカル期の人<br>認知症発症を遅らせる取組<br>(一次予防※2)の推進  | 認知機能の低下のある人<br>(軽度認知障害(MCI)含む)<br>早期発見への対応(二次予防)、発症後の<br>進行を遅らせる取組(三次予防※3)の推進  | 認知症の人<br>認知症当事者の視点に立った<br>「認知症バリアフリー」の推進 | 関係<br>省庁 |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
|----------------------------------|--|--|--|----------|--------|-------|---------|-----------|-----------|----------|-----|------|-------|---|---|
| 認知症に関する理解促進<br><br>A 認知症サポーターの養成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症サポーターの養成を引き続き行う。特に、<b>右記を対象としたサポーター養成講座を拡大</b></li> <li>○ 地域や職域で行われている、先進的な認知症サポーターの取組事例を全国で紹介</li> <li>○ 養成講座を修了した者に対する、サポーター同士の発表や討議も含めたステップアップ講座の拡大</li> </ul>  | ※2 認知症発症遅延や発症リスク低減 ※3 重症化予防、機能維持、行動・心理症状への予防・対応<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>関係省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業従業員</td> <td rowspan="7">厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>金融機関従業員</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関従業員</td> </tr> <tr> <td>公民館・図書館職員</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談員等</td> </tr> <tr> <td>刑務官</td> </tr> <tr> <td>警察職員</td> </tr> <tr> <td>子供・学生</td> <td>農林水産省・経済産業省<br/>金融庁<br/>国土交通省<br/>文部科学省<br/>消費者庁<br/>法務省<br/>警察庁<br/>文部科学省</td> </tr> </tbody> </table> | 対象者                                      | 関係省庁     | 小売業従業員 | 厚生労働省 | 金融機関従業員 | 公共交通機関従業員 | 公民館・図書館職員 | 消費生活相談員等 | 刑務官 | 警察職員 | 子供・学生 | 農林水産省・経済産業省<br>金融庁<br>国土交通省<br>文部科学省<br>消費者庁<br>法務省<br>警察庁<br>文部科学省 | 厚生労働省<br>農林水産省<br>経済産業省<br>金融庁<br>国土交通省<br>文部科学省<br>消費者庁<br>法務省<br>警察庁<br>文部科学省 |
| 対象者                              | 関係省庁   |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 小売業従業員                           | 厚生労働省  |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 金融機関従業員                          |  |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 公共交通機関従業員                        |  |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 公民館・図書館職員                        |  |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 消費生活相談員等                         |  |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 刑務官                              |  |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 警察職員                             |  |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 子供・学生                            | 農林水産省・経済産業省<br>金融庁<br>国土交通省<br>文部科学省<br>消費者庁<br>法務省<br>警察庁<br>文部科学省  |  |  |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 子供への理解促進                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に関する理解促進のための教育の実施、学校内外での高齢者との交流の推進</li> <li>○ 全国キャラバンメイト連絡協議会により表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を広く周知</li> </ul>   |  | 文部科学省<br>厚生労働省                           |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| その他の理解促進策                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門職の認知症対応力向上研修や認知症サポーターのステップアップ講座等において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を盛り込み普及</li> <li>○ <b>世界アルツハイマーデー及び月間に集中的な認知症に関する普及・啓発イベントを開催</b></li> <li>○ SNS(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室のSNS等)を活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報、<b>認知症予防に関するエビデンス</b>、調査研究事業の成果物の紹介等を発信</li> <li>○ <b>図書館での認知症コーナーの設置や先進事例の普及</b></li> </ul>  |  | 厚生労働省                                    |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 相談先の周知<br>地域包括支援センター             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備。ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備</li> </ul>   |  | 厚生労働省                                    |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 認知症ケアパスの活用                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が、<b>地域包括支援センターを含む認知症に関する相談体制について、地域にあった媒体で広く関係者や住民に周知。周知には認知症ケアパス※4を積極的に活用</b></li> </ul>   |  | 厚生労働省                                    |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 法テラスの制度周知                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉機関等を対象に、法テラスの法的支援の制度手続等について説明する機会を設けるなどして更なる周知</li> </ul>   |  | 法務省                                      |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |
| 認知症本人からの発信支援<br><br>B            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「認知症とともに生きる希望宣言」(平成30年11月に一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループが、認知症とともに暮らす本人一人ひとりの体験や思いを言葉にして作成したもの)の本人等による普及活動を支援。その一環として「認知症本人大使(希望宣言大使(仮称))」創設に向けた検討</li> <li>○ <b>認知症の人のキャラバンメイト※5の応援者として認知症の人の「キャラバンメイト大使(仮称)」創設の検討など、発信の機会の拡大</b></li> <li>○ 世界アルツハイマーデーや月間のイベント等のキャンペーンにおいて、本人が発信する機会の拡大</li> <li>○ <b>診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなど大きな不安を抱えており、心理面、生活面の早期からの支援として、認知症の人同士による相談活動を支援(ピア活動)</b></li> <li>○ 診断直後の支援として、認知症の方の暮らし方やアドバイスなどをまとめた「本人ガイド※6」を普及</li> <li>○ 当事者に今伝えたいことや自身の体験を話し合ってもらった「本人座談会DVD※7」を普及</li> <li>○ 認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」を普及。また、こうした場等を通じて、認知症本人の意見を踏まえて、認知症の人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映</li> </ul> |  | 厚生労働省                                    |          |        |       |         |           |           |          |     |      |       |   |   |

※1 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。市町村や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要。※2 認知症発症遅延や発症リスク低減 ※3 重症化予防、機能維持、行動・心理症状への予防・対応 ※4 認知症ケアパス：発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。 ※5 キャラバンメイト：認知症サポーター講座の講師。キャラバン・メイト養成研修を受講することが必要。 ※6 本人ガイド：診断直後に認知症の本人が手にし、次の一歩を踏み出すことを後押しするような本人にとって役立つガイド。平成30年3月作成。 ※7 本人座談会DVD：認知症の人達が、今伝えたいことを自分たちで考え話し合った映像作品。平成30年3月作成。

## <認知症サポーターキャラバン>

- 「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組み

## <キャラバン・メイト> ②

- 講師役として「認知症サポーター養成講座」を開催し、「認知症サポーター」を養成
- 「認知症サポーター養成講座」は地域や職域団体などにおいて、住民講座やミニ学習会として開催

## <認知症サポーター> ①



「認知症サポーター養成講座」を実施して「認知症サポーター」を養成

- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者
- 何か特別なことをするのではなく、できる範囲で手助けを行うというもので、活動は任意
- 地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒など、全国に1144万人（平成31年3月末現在）

### ○キャラバンメイト養成研修

実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成

内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。



### ○認知症サポーター養成講座

実施主体：都道府県、市町村、職域団体等

対象者：

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等



# 2. 予防

文部科学省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省

- 社会参加による孤立解消や運動不足などの改善が認知症予防となる可能性が示唆されていることから、公民館やコミュニティセンター、公園などの身近な場における社会参加、運動等の活動を推進する。
- 認知症予防に関するエビデンスの収集・分析を進めることにより、認知症予防のための活動の進め方に関する手引きの作成等を行う。
- 認知症予防に資するとされる民間の商品やサービスに関して、評価・認証の仕組みを検討する。

関係省庁

| 施策<br>主な対象者<br>取組内容 | 認知機能の低下のない人、<br>プレクリニカル期の人<br>認知症発症を遅らせる取組<br>(一次予防※1)の推進 | 認知機能の低下のある人<br>(軽度認知障害(MCI)含む)<br>早期発見への対応(二次予防)、発症後の<br>進行を遅らせる取組(三次予防※2)の推進 | 認知症の人<br>認知症当事者の視点に立った<br>「認知症バリアフリー」の推進 | 関係省庁 |
|---------------------|---|---|--|------|
|---------------------|---|---|--|------|

認知症予防に資する可能性のある活動の推進

※1 認知症発症遅延や発症リスク低減 ※2 重症化予防、機能維持、行動・心理症状への予防・対応

○ 身近な場における認知症予防に資する可能性のある各種活動を推進

| 例) | 場所     | 概要   | 活動                                    | 実績(平成30年度末)   | 関係省庁  |
|----|--------|--|---------------------------------------|---|-------|
|    | 通いの場   | 公民館やコミュニティセンター、公園をはじめ、地域で高齢者が自主的に集まる場のうち、認知症予防を含む介護予防に資する活動を実施しているとして市町村が把握している場 | 体操等の運動、茶話会等のサロン活動、社会参加<br>保健師等による健康相談 | (参考)<br>平成29年度:91,059ヶ所   | 厚生労働省 |
|    | 市民農園   | 高齢者の生きがいづくりに資する市民農園  | 農作業                                   | (参考)<br>平成29年度:4,165農園  | 農林水産省 |
|    | 森林空間   | 森林散策や森づくり作業体験等の保養活動が行われる森林   | 森林散策、森づくり作業体験等                        | —<br>(参考)<br>企業等を対象としたフォーラム等の開催 1回(平成30年度)  | 農林水産省 |
|    | 運動をする場 | 行政内や域内の関係団体の連携・協働体制を整備している地方公共団体が実施するスポーツ教室等                                     | 運動・スポーツ                               | 運動・スポーツ習慣化促進事業等の交付団体:40団体<br>(平成27年度～平成30年度)  | 文部科学省 |
|    | 都市公園   | 自主的・継続的な運動プログラム等の取組を支援   | 運動等                                   | —   | 国土交通省 |
|    | 学びの場   | 公民館等の社会教育施設における高齢者向けの講座や大学の公開講座、放送大学等  | 学習                                    | (参考)<br>社会教育施設等における高齢者が参加できる学級・講座数:642,625(H26年度)<br>大学における公開講座開設数 31,290(H26年度)<br>放送大学在学者数(60代以上): 23,232人(H30年度第2学期時点) | 文部科学省 |

厚生労働省

農林水産省

文部科学省

国土交通省

予防に関するエビデンスの収集の推進

○ 予防に関するエビデンスの収集・分析を進める

| データ                | 活動  |
|--------------------|---|
| 認知症予防に関する自治体等の活動事例 | 認知症予防に関する好事例の収集や横展開のための取組   |
| 国内外の認知症予防に関するエビデンス | 認知症予防のための活動の進め方に関する手引きの作成   |
| 介護関連データ            | 介護情報総合データベース(介護レセプト・要介護認定情報等)のデータ活用を促すとともに、科学的介護の実現に必要なデータを収集するシステムの構築を推進 |

厚生労働省

民間の商品やサービスの評価・認証等の仕組みの検討

○ 認知症予防に資するとされる商品やサービスの評価・認証の仕組みを検討

厚生労働省  
経済産業省

# 3.医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

厚生労働省

- 認知症の人が、認知症の容態の変化に応じたすべての期間を通じて本人主体の医療・介護を受けることができるよう、医療・介護等の質の向上を図る。
- 早期発見・早期対応が行えるよう、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の質の向上を図るとともに、これらの連携を強化する。
- 医療・介護従事者の認知症対応力を向上させるため研修を実施する。
- ICT化、作成文書の見直し等による介護事務所における生産性の向上等により介護人材確保を推進する。
- 行動・心理症状(BPSD)の対応ガイドラインの作成・周知など、BPSD等への適切な対応を推進する。
- 認知症の人の介護者となった家族等が集う認知症カフェ等の取組を推進し、家族等の負担軽減を図る。

関係省庁

厚生労働省

| 施策<br>主な対象者<br>取組内容                   | 認知機能の低下のない人、<br>プレクリニカル期の人<br>認知症発症を遅らせる取組<br>(一次予防※1)の推進  | 認知機能の低下のある人<br>(軽度認知障害(MCI)含む)<br>早期発見への対応(二次予防)、発症後の<br>進行を遅らせる取組(三次予防※2)の推進 | 認知症の人<br>認知症当事者の視点に立った<br>「認知症/バリアフリー」の推進 |
|---------------------------------------|--|---|---|
| 早期発見・早期対応、医療体制の整備                     |  |   |   |
| A 地域包括支援センター                          | ※1 認知症発症遅延や発症リスク低減 ※2 重症化予防、機能維持、行動・心理症状への予防・対応<br>○ 高齢者の介護、医療、福祉等の総合的な相談窓口であり、入口相談機能等を担う<br>○ 地域包括支援センターの評価指標を用いた取組状況の評価及び保険者機能強化推進交付金※3を通じた質の向上<br>○ 地域のスーパーや金融機関(在籍する認知症サポーターを含む)等と連携し、こうした事業者からの情報提供に基づく早期対応・早期発見を推進   |   |   |
| B 認知症地域支援推進員                          | ○ 市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや、ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動促進などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施<br>○ 認知症地域支援推進員の先進的な活動事例の収集、横展開<br>○ 認知症地域支援推進員の質の評価や向上のための方策について検討   |   |   |
| C かかりつけ医、認知症サポート医及び<br>歯科医師、薬剤師、看護職員等 | ○ かかりつけ医による健康管理やかかりつけ歯科医による口腔機能の管理、かかりつけ薬局における服薬指導、病院や診療所・自宅等への訪問等の場面における看護職員やその他の医療従事者等による本人・家族への支援のほか、地域、職域の関係機関のネットワークを活用し、早期発見・早期対応のための体制を整備。<br>○ かかりつけ医は、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の支援を受けながら、認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応し、必要に応じ適切な医療機関等につなぐ<br>○ 歯科医師・薬剤師・看護職員等は、日常の高齢者との関わりを通じて認知症を早期に発見しかかりつけ医と連携して対応。継続的に認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導、本人や家族への支援等を実施。<br>○ かかりつけ薬剤師・薬局による継続的な薬学管理と患者支援を推進するとともに、高齢者のポリファーマシー対策をはじめとした薬物療法の適正化のための取組を推進<br>○ かかりつけ医や地域包括支援センターは、診断後の本人・家族に対する精神的支援や日常生活全般に関する支援の充実のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関と連携した対応を実施 |   |   |
| D 認知症初期集中支援チーム                        | ○ 複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行い、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム<br>○ 認知症初期集中支援チームの訪問支援等を活用し、適切な医療・介護サービスに速やかにつなぐ取組を強化<br>○ 認知症初期集中支援チームの先進的な活動事例の収集、横展開<br>○ 認知症初期集中支援チームの質の評価や向上のための方策について検討  |   |   |
| E 認知症疾患医療センター                         | ○ 二次医療圏ごとに、地域の医療計画との整合性を図り整備を推進<br>○ 地域の医療提供体制の中核として、地域の関係機関と連携し、認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSDやせん妄予防のための継続した医療・ケア体制の整備等を実施。<br>○ 早期診断の際に地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施。<br>○ 診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の体制整備<br>○ 先進的な活動事例の収集、横展開  |   |   |
| F 市町村                                 | ○ 地域ごとに、認知症の容態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れを示すとともに、各々の状況に最も適する相談先や受診先等を整理した「認知症ケアパス」を作成又は点検し、住民及び関係機関に周知   |   |   |

※3 保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重症化防止等に関する様々な取組の達成状況に関する評価指標を設定した上で国が交付するもの

# 3.医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

厚生労働省

関係省庁

| 主な対象者<br>取組内容<br>施策 | 認知機能の低下のない人、プレクリニカル期の人<br>認知症発症を遅らせる取組（一次予防※ <sup>1</sup> ）の推進 | 認知機能の低下のある人（軽度認知障害(MCI)含む）<br>早期発見への対応（二次予防）、発症後の進行を遅らせる取組（三次予防※ <sup>2</sup> ）の推進 | 認知症の人<br>認知症当事者の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進 |
|---------------------|--|--|--------------------------------------|
|---------------------|--|--|--------------------------------------|

医療従事者等の認知症対応力向上の促進 ※1 認知症発症遅延や発症リスク低減 ※2 重症化予防、機能維持、行動・心理症状への予防・対応

|                    |                             |            |   |
|--------------------|-----------------------------|------------|---|
| 医療従事者等の認知症対応力向上の促進 | ○ 右記を対象とした認知症対応力向上のための研修を実施 | <b>対象者</b> |   |
|                    |                             | 地域の医療従事者   | かかりつけ医、認知症サポート医<br>歯科医師、薬剤師、 <b>看護職員等</b> |
|                    |                             | 病院職員       | 看護職員<br>一般病院勤務の医療従事者                      |

介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

|                |  |
|----------------|--|
| 介護サービス基盤の整備    | ○ 介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画に沿って、介護サービス基盤を整備   |
| 介護人材の確保        | ○ 介護人材の確保について、介護従事者の処遇改善や就業促進、職場環境の改善による離職の防止、人材育成への支援などを推進<br>○ 作成文書の見直し、ICT化、業務プロセスの見直し、ICTセンサー、介護ロボットの活用による業務の省力化や働きやすい職場環境づくりを推進 |
| 介護従事者の認知症対応力向上 | ○ 認知症高齢者グループホームにおける介護サービスの質の評価や利用者の安全を強化する取組の推進。<br>○ 認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修を実施                             |

|  |   |
|--|---|
| 医療・介護の手法の普及・開発<br>行動・心理症状(BPSD)への適切な対応 | ○ BPSDの予防や軽減・ケア手法の標準化に向け、ケアの事例収集や、ケアレジストリ研究等の効果的なケアのあり方に関する研究を推進<br>○ BPSDの予防に関するガイドラインや治療指針の作成・周知<br>○ 身体的拘束等の適正化の推進 |
| 適切な認知症リハビリテーションの推進                     | ○ 認知症リハビリ技法の開発推進、先進的な取組の実態調査、事例収集及び効果検証   |
| 人生の最終段階を支える医療・介護等の連携                   | ○ 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を医療・介護従事者への研修において活用  |

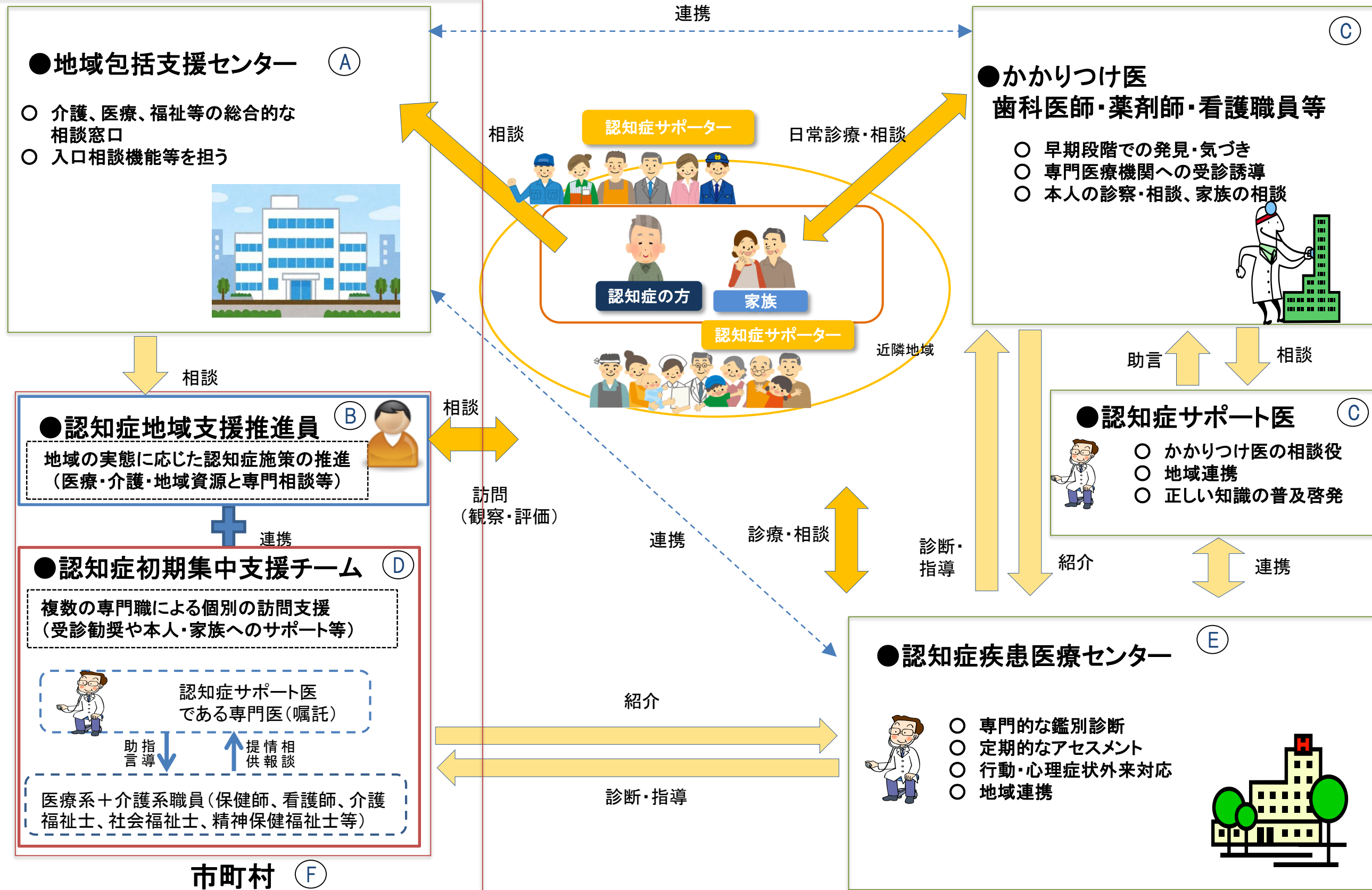
認知症の人の介護者の負担軽減の推進

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 介護休業等制度の周知               | ○ 介護離職ゼロに向けたサービス基盤の整備や相談支援の強化、育児・介護休業法に基づく介護休業等制度のさらなる周知                                    |
| 認知症カフェの普及                | ○ 認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う活動の推進と普及  |
| 診断直後からの家族教室や家族同士のピア活動を推進 | ○ 介護者である家族の精神的支援や事前の教育によるBPSD予防のため、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、介護サービス事業所等における家族教室や家族同士のピア活動を推進 |

厚生労働省

# 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

(参考)



認知症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した「認知症ケアパス」を作成し、整理

## 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁  
 総務省 法務省  
 文部科学省 農林水産省 経済産業省  
 国土交通省 厚生労働省

- 認知症の方も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を促進する。
- 移動手段、交通安全、住宅の確保、地域での支援体制の構築等による認知症バリアフリーを推進する。
- 認知症に関する取組に優れている企業等に対する表彰制度の周知、認知症当事者の意見を企業等へつなぐ仕組みの構築等を通じて、認知症バリアフリーな商品・サービスの開発を推進する。
- 困ったときに周囲に支援を求めるツールである「ヘルプカード」等のツールの活用を促進する。
- 成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止の施策を推進する。
- 早期の安全確認や保護などの虐待防止施策を推進する。
- 若年性認知症支援コーディネーターの体制構築などの、若年性認知症の人への支援を推進する。
- 介護保険の地域支援事業等を活用すること等により、認知症の人の社会貢献や社会参加活動を促進する。

| 施策                          | 主な対象者<br>取組内容 | 認知機能の低下のない人、プレクリニカル期の人<br>認知症発症を遅らせる取組<br>(一次予防※1)の推進  | 認知機能の低下のある人(軽度認知障害(MCI)含む)<br>早期発見への対応(二次予防)、発症後の<br>進行を遅らせる取組(三次予防※2)の推進 | 認知症の人<br>認知症当事者の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進 | 関係<br>省庁       |
|-----------------------------|---------------|--|---|--------------------------------------|----------------|
|                             |               | ※1 認知症発症遅延や発症リスク低減 ※2 重症化予防、機能維持、行動・心理症状への予防・対応  |   |                                      |                |
| <b>&lt;認知症バリアフリーの推進&gt;</b> |               |  |   |                                      |                |
| バリアフリーのまちづくりの推進             |               | ○ 日常生活や地域生活における移動。消費、金融、小売等の様々な生活環境について、好事例の収集やガイドラインの作成等を通じて改善  |   |                                      | 厚生労働省<br>経済産業省 |
| 移動手段の確保                     |               | ○ 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進<br>○ バリアフリー法の移動等円滑化促進方針制度及び基本構想制度による面的・一体的なバリアフリー化の推進   |   |                                      | 国土交通省<br>警察庁   |
| 移動の円滑化(ハード面)                |               | ○ 公共交通の充実を図るなど高齢者などの移動手段の確保を推進<br>○ 高齢化が進む中山間地域において、人流・物流を確保するため、自動運転移動サービスの実証・社会実装を推進<br>○ 高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう幅の広い歩道等の整備を推進<br>○ 踏切道に取り残された認知症高齢者等の歩行者を救済するため、検知能力の高い障害物検知装置や非常押しボタンの設置を推進<br>○ 高速道路の逆走事故対策として、分岐部での物理的・視覚的対策、料金所開口部の閉め切り等の取り組みを実施 |   |                                      | 国土交通省          |
| 移動の円滑化(ソフト面)                |               | ○ 認知症の人対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進<br>○ 一定の規模以上の公共交通事業者に対し、従来のハード対策に加えて、認知症の人を含む高齢者等に対する対応などの接遇・研修のあり方を含むソフト対策も含めた計画の作成・取組状況の報告及び公表等を義務づけ  |   |                                      |                |
| 交通安全の確保<br>交通事故防止対策施策の推進    |               | ○ 「高齢運転者による交通事故防止対策について」の各種施策を関係省庁と連携して推進、全国交通安全運動等普及啓発活動を実施   |   |                                      | 内閣府            |
| 住宅の確保<br>サービス付き高齢者向け住宅等の整備  |               | ○ 見守り等を行うサービス付き高齢者向け住宅等の整備を支援  |   |                                      | 国土交通省          |
| セーフティネット住宅の登録推進             |               | ○ 住宅セーフティネット法に基づく、認知症の人を含む高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録の推進  |   |                                      | 国土交通省          |



# 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

| 施策                               | 主な対象者<br>取組内容 | 認知機能の低下のない人、<br>プレクリニカル期の人   | 認知機能の低下のある人(軽度認知障害(MCI)含む)                  | 認知症の人                           | 関係<br>省庁              |
|----------------------------------|---------------|--|---|---------------------------------|-----------------------|
|                                  |               | 認知症発症を遅らせる取組<br>(一次予防※1)の推進  | 早期発見への対応(二次予防)、発症後の<br>進行を遅らせる取組(三次予防※2)の推進 | 認知症当事者の視点に立った「認知症<br>バリアフリー」の推進 |                       |
| 地域支援体制の強化                        |               | ○ 地域の見守り体制の構築を支援する。特に以下の活動に対する支援を行う  |   |                                 | 厚生労働省<br>国土交通省<br>総務省 |
| 地域の見守り体制の構築支援                    |               | 対象者  | 活動  |                                 |                       |
|                                  |               | 認知症サポーター   | 認知症の人の見守り活動                                 |                                 |                       |
|                                  |               | 居住支援協議会※3、居住支援法人※4   | 高齢者等の見守り活動、生活支援                             |                                 |                       |
|                                  |               | 地域運営組織※5   |   |                                 |                       |
| 見守り・探索に関する連携                     |               | ○ 認知症の人が行方不明になった際に、早期発見・保護ができるよう既存の検索システムを把握し、広域検索時の連携体制を構築<br>○ 検索ネットワークづくりやICTを活用した検索システムの普及。<br>○ 厚労省ホームページ上の特設サイトの活用による、地方自治体に保護されている認知症高齢社等の情報へのアクセス環境を整備 |   |                                 | 厚生労働省                 |
| 地方自治体等の取組支援                      |               | ○ 地域共生社会の実現に向けて、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制(地域づくり、支援体制の構築)等について検討   |   |                                 | 厚生労働省                 |
|                                  |               | ○ 自治体による介護予防、日常生活支援の事例等をまとめた「これからの地域づくり戦略」(平成31年3月 厚生労働省作成)の冊子を活用し、自治体との意見交換を行うことで地域づくりを推進   |   |                                 |                       |
|                                  |               | ○ 自治体等に対し、ヘルプカード*6を周知し、利用を促進   |   |                                 |                       |
| 認知症サポーターとのマッチング支援                |               | ○ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を地域ごとに構築する。  |   |                                 | 厚生労働省                 |
| 認知症に関する取組を実施している企業等の認証制度や表彰      |               | ○ 認知症バリアフリー企業宣言の仕組みを検討   |   |                                 | 厚生労働省                 |
| 企業宣言・企業認証制度の仕組みの検討               |               | ○ 宣言した企業等のうち、希望する団体に対する企業認証制度の仕組みを検討   |   |                                 |                       |
| 「消費者志向経営優良事例表彰」の活用               |               | ○ 「消費者志向経営優良事例表彰」を活用し、事業者の消費者志向経営に関する優れた取組(認知症の消費者への対応も含む)を表彰  |   |                                 | 消費者庁                  |
| 「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」の活用       |               | ○ 「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」の対象に認知症の方への対応のための取組も含まれる旨を幅広く周知し、事業者等の優れた取組を募集・表彰   |   |                                 | 国土交通省                 |
| 「高齢社会フォーラム」での取組事例の周知             |               | ○ 「高齢社会フォーラム」において認知症の人の社会参加事例を紹介。また、高齢社会白書において認知症に関する取組事例を紹介   |   |                                 | 内閣府                   |
| 商品・サービス開発の推進                     |               | ○ 当事者の意見を企業等へつなぐ仕組みを構築。得られた当事者の意見を踏まえて開発された商品・サービスの登録制度の構築を検討。最終的に開発の好事例を収集  |   |                                 | 厚生労働省<br>経済産業省        |
| 当事者意見を踏まえた<br>商品・サービス開発の企業へのつなぎ等 |               |  |   |                                 |                       |
| 食料品アクセスの改善                       |               | ○ 認知症の人を含む高齢者の食料品アクセス環境の改善に向けて、自治体を含む地域関係者と民間事業者等が連携した取組等を後押しし、優良な取組事例等を横展開  |   |                                 | 農林水産省                 |
| 買物しやすい環境整備(決済方法等)                |               | ○ 買物しやすい環境整備(決済方法等)について検討  |   |                                 | 経済産業省<br>(金融庁)        |
| 保有資産の活用のための準備、金融商品開発の推進          |               | ○ 顧客起点のビジネスモデルへの転換等の金融業界が取り組むべき方向性や高齢社会における資産の形成・管理の心構え(認知能力の低下に備えた準備等)を整理   |   |                                 | 金融庁                   |
| 資産の形成・管理の心構えの整理                  |               |  |   |                                 |                       |
| 新たな預貯金の推進                        |               | ○ 後見制度支援信託やそれに並立・代替する預貯金の導入を推進   |   |                                 | 金融庁                   |
| リバースモーゲージの普及                     |               | ○ 高齢者が保有している不動産を担保として、生活資金等の融資を行う取組(リバースモーゲージ)を普及  |   |                                 | 金融庁<br>厚生労働省          |

※3 住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が一堂に会し、高齢者の見守り等に関する情報交換等を行う協議会 ※4 住宅セーフティネット法に基づき、住居確保や入居後の見守り等の居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの  
 ※5 地域住民が中心となって送迎、見守り、買い物支援など地域課題解決に向けた取組を実践する組織 ※6 緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、日常生活等で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのもの

内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁  
総務省 法務省  
文部科学省 農林水産省 経済産業省  
国土交通省 厚生労働省

## 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

関係省庁

| 施策                          | 主な対象者<br>取組内容 | 認知機能の低下のない人、<br>プレクニカル期の人<br>認知症発症を遅らせる取組<br>(一次予防※ <sup>1</sup> )の推進 | 認知機能の低下のある人(軽度認知障害(MCI)含む)<br>早期発見への対応(二次予防)、発症後の<br>進行を遅らせる取組(三次予防※ <sup>2</sup> )の推進 | 認知症の人<br>認知症当事者の視点に立った「認知症<br>バリアフリー」の推進  | 関係省庁           |
|-----------------------------|---------------|---|--|---|----------------|
| <b>成年後見制度利用促進等</b>          |               |   |  |   |                |
| 中核機関の整備、計画策定の支援             |               |   |  | ○ 成年後見制度利用促進基本計画に基づく市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定に対する支援の推進   | 厚生労働省          |
| 後見人等への意思決定支援研修              |               |   |  | ○ 後見人等が、本人の利益や生活の質の向上のための財産利用や身上保護に資する支援ができるよう、意思決定支援の研修の全国的な実施   | 厚生労働省          |
| 任意後見・補助・保佐の広報・相談            |               |   |  | ○ 「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談の強化   | 厚生労働省          |
| 市民後見人等への支援                  |               |   |  | ○ 市町村等による市民後見人等への専門的バックアップ体制の強化   | 厚生労働省          |
| 後見業務を行う法人の確保                |               |   |  | ○ 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するための体制整備等を支援  | 厚生労働省          |
| <b>消費者被害防止施策の推進</b>         |               |   |  |   |                |
| 消費者の見守りの強化                  |               |   |  | ○ 高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制(消費者安全確保地域協議会)の構築を推進<br>○ 政府広報等を通じた消費者被害に関する注意喚起を実施  | 消費者庁<br>警察庁    |
| <b>虐待防止施策の推進</b>            |               |   |  |   |                |
| 虐待防止施策の推進                   |               |   |  | ○ 市町村において高齢者の安全の確認や通報等に係る事実確認のための措置を実施<br>○ 地域包括支援センターにおける高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくりを推進<br>○ 市町村における成年後見制度の首長申立ての推進<br>○ 身体拘束の実態を把握し、身体拘束ゼロに関する好事例の収集・発信を推進         | 厚生労働省          |
| 人権相談窓口の設置等                  |               |   |  | ○ 常設又は特設の人権相談所を設置し、高齢者等をめぐるさまざまな人権問題について相談に応じるとともに、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。また、人権相談窓口の広報周知を実施  | 法務省            |
| <b>認知症に関する様々な保険の推進</b>      |               |   |  |   |                |
| 認知症の発症に備える民間の認知症保険の普及の後押し   |               |   |  | ○ 認知症の発症に備える民間の認知症保険が普及していくよう各保険会社の取組を後押し   | 金融庁            |
| 認知症の人の民間の損害賠償責任保険の普及の後押し    |               |   |  | ○ 認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険が普及していくよう各保険会社の取組を後押し   | 金融庁            |
| 自治体が加入する損害賠償責任保険の政策効果に関する検討 |               |   |  | ○ いくつかの自治体において、早期診断の促進や行方不明時の捜索等とセットで、認知症の人の事故を補償する民間保険に加入する取組が広がっており、これらの政策効果について検討  | 厚生労働省          |
| 違法行為を行った高齢者等への福祉的支援         |               |   |  | ○ 適当な帰住先がない受刑者等が、釈放後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるよう、関係機関が連携して矯正施設在所中から必要な調整を行う「特別調整」等の推進(出口支援) また、起訴猶予者等に対する支援(入口支援)に関し、関係機関の連携の在り方について検討                                    | 法務省<br>厚生労働省   |
| <b>&lt;若年性認知症の人の支援&gt;</b>  |               |   |  |   |                |
| 若年性認知症支援コーディネーターの体制検討       |               |   |  | ○ 若年性認知症支援のハンドブック配布、都道府県ごとに相談窓口設置、相談窓口への若年性認知症支援コーディネーター配置等を推進<br>○ 若年性認知症支援コーディネーターの活動に関する好事例を収集するとともに、効果的な配置体制について検討  | 厚生労働省          |
| 若年性認知症支援コーディネーターのネットワーク構築支援 |               |   |  | ○ 若年性認知症支援コーディネーターの役割として、就労・社会参加のネットワーク作りに加え、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワークづくりを推進  | 厚生労働省          |
| 若年性認知症コールセンターの運営            |               |   |  | ○ 若年性認知症に関する相談をワンストップで受けるための「若年性認知症コールセンター」の運営を継続   |                |
| 就労支援事業所の実態把握等               |               |   |  | ○ 障害者施策における就労移行支援事業所等での若年性認知症の人の受入れ実態を把握し、好事例を収集  |                |
| 若年性認知症の実態把握                 |               |   |  | ○ 若年性認知症の実態と対応施策に関する調査・研究を実施  |                |
| <b>&lt;社会参加支援&gt;</b>       |               |   |  |   |                |
| 社会参加活動や社会貢献の促進              |               |   |  | ○ 地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、地域支援事業の「認知症地域支援・ケア向上事業」等を活用して、農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動やマルシェの開催等の社会参加活動や社会貢献の場づくりを促進<br>○ 学び(社会教育施設での講座の受講等)を通じた高齢者の地域社会への参画の促進 | 厚生労働省<br>文部科学省 |
| 介護サービス事業所利用者の社会参加の促進        |               |   |  | ○ デイサービスなどの介護サービス事業所の利用者の社会参加活動や社会貢献も併せて推進  | 厚生労働省          |

# 5. 研究開発・産業促進・国際展開

内閣府 総務省 文部科学省  
厚生労働省 農林水産省 経済産業省

- 認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態ステージの研究開発を推進する。
- 認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立を図る。
- 認知症の実態を把握するための研究(一万人コホート)を実施するとともに、既存のコホート※1の役割を明確にした上で、認知症発症前の人、軽度認知障害(MCI)の人、認知症の人が研究や治験に参加する際に容易に登録できる仕組みを構築する。
- 研究開発の成果の産業化とともに、「アジア健康構想※2」の枠組みも活用し、介護サービス等の国際展開を推進。

| 主な対象者<br>取組内容<br>関連事業   | 認知機能の低下のない人、<br>プレクリニカル期の人<br>認知症発症を遅らせる取組(一次予防※3)の推進  | 認知機能低下のある人<br>(軽度認知障害(MCI)含む)<br>○早期発見への対応(二次予防)、発症後の進行を遅らせる取組(三次予防※4)の推進 | 認知症の人<br>認知症当事者の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進 | 関係省庁  |
|---|--|---|--------------------------------------|---|
| 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究  | ※3 認知症発症遅延や発症リスク低減、※4 重症化予防、機能維持、行動・心理症状への予防・対応  |   |                                      |   |
| AMED<br>発症や進行の仕組みの解明、予防法や治療法のシーズ開発  | ○高次脳機能を担う神経回路の研究<br>○糖尿病などの危険因子と認知症発症の関連解明   | ○病態解明と革新的治療法のシーズ探索<br>○脳画像等の解析による認知症の発症・改善メカニズムの解明                        |                                      | 文部科学省   |
| 予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の開発  | ○診断や予防法・治療法開発の指標となるバイオマーカーの開発<br>○生体試料を活用した認知症の病態解明に資する研究  | ○リハビリテーションモデルや介護モデル等の開発<br>○行動・心理症状(BPSD)に対する包括的な治療指針の策定                  |                                      | 厚生労働省   |
| 予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の評価指標の確立   | ○認知症発症の早期発見、認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立   |   | ○認知症の人のケア技術の検証、評価指標の確立               | 経済産業省   |
| 先端技術を活用した機器等の開発   | ○介護ロボット等の開発<br>○予防、診断、治療等に資する技術開発、機器開発等  |   |                                      | 厚生労働省、経済産業省<br>総務省、経済産業省                        |
| 国立研究開発法人<br>長寿医療研究<br>脳神経科学研究<br>CSTI(SIP)<br>健康に良い食の科学的解明<br>介護支援技術の開発     | ○長寿医療の推進のために必要な研究(認知症に係る研究も含む)を実施<br>○認知症を含む精神神経疾患の脳神経科学研究を実施<br>○健康に良い食の科学的解明に必要な研究を実施<br>○介護に係る各種データを現場から収集・蓄積・利活用し、AI技術と組み合わせることで社会保障費の抑制に効果的な介護向け基盤技術の開発、及び効果測定のためのプラットフォームを実現   |   |                                      | 厚生労働省<br>文部科学省<br>内閣府、農林水産省<br>内閣府、厚生労働省        |
| 厚労科研費<br>認知症施策を推進し、行政的・社会的問題を解決するための研究                                      | ○独居認知症高齢者等を対象とした調査研究等の施策推進に必要な研究を実施  |   |                                      | 厚生労働省   |
| 研究基盤の構築<br>AMED 国立研究開発法人<br>コホート研究の推進<br>認知症の人等の登録の仕組み構築<br>生体情報・試料等収集体制の構築 | ○全国規模の住民追跡調査を行い、認知症の発症と進行の経緯、リスク因子、予防因子を明らかにする研究を実施(一万人コホート)<br>○認知症発症前の人、軽度認知障害(MCI)の人、認知症の人が研究や治験に参加する際に容易に登録できる仕組みを構築(オレンジレジストリ、IROOP、治験即応型コホート)<br>○既存のコホート研究を統合的に分析するための取組を実施<br>○地域住民を対象とするバイオバンク※5(東北メディカル・メガバンク)、認知症を含む精神・神経疾患の人を対象とするバイオバンクを構築(ナショナルセンターバイオバンクネットワーク)<br>○ゲノム情報の収集と解析 |   |                                      | 厚生労働省<br>厚生労働省<br>厚生労働省<br>文部科学省、厚生労働省<br>厚生労働省 |
| 産業促進・国際展開<br>産業促進<br>国際展開   | ○産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民連携・イノベーションの創出・社会実装を推進<br>○研究開発の成果及び実践される認知症ケアの進捗等に応じて、「アジア健康構想」の枠組みも活用し、介護サービス等の国際展開を促進   |   |                                      | 厚生労働省、経済産業省<br>厚生労働省、経済産業省                      |

※1 コホート:住民の追跡調査を行い、疾病の発症率やその理由等を分析する研究 ※2 アジア健康構想:日本で介護を学ぶアジアの人材を増やすとともに日本の介護事業者のアジアへの展開を支援することなどにより、アジア全体での人材育成と産業振興の好循環の形成を目指すもの。平成28年7月に健康・医療戦略推進本部で基本方針を決定 ※5 バイオバンク:生体試料(血液など)と医療情報(診断情報など)を収集・整理し、研究者に提供する仕組み

# コホート研究の推進、認知症の人等の登録の仕組みの構築

認知症の実態を把握するための研究(一万人コホート)を実施するとともに、既存のコホートの役割を明確にした上で、認知症発症前の人、軽度認知障害(MCI)の人、認知症の人が研究や治験に参加する際に容易に登録できる仕組みを構築する。

○認知症前臨床期(※)を対象とした薬剤治験に即刻対応できるコホート(新規)との連携

※認知機能の低下はないがアルツハイマー病の所見(アミロイドの脳内蓄積等)の認められる人

## 既存のコホート等

生活習慣病等を対象とした情報登録・追跡研究・バイオバンク研究

認知症を対象とした情報登録・追跡研究



- オレンジレジストリ (地域: ~8,000、MCI: ~1,200)
- 一万人コホート (~12,000)
- ながはまコホート (~10,500)
- Web IRPOP (~5,000) (認知症予防のための調査レジストリ)

○新オレンジプランで開始したオレンジレジストリ、一万人コホート研究との連携強化

検査法やデータ収集法の共通化、データ共有の促進等

● 適時適切な医療・ケアを目指した、認知症の人等の全国的な情報登録・追跡を行う研究(オレンジレジストリ)(継続)

○さまざまな疾患ステージの人が研究の参加に際して容易に登録できる仕組みの構築

● 健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究(一万人コホート)(継続)

○高品質、高効率なコホートの全国展開(8地域のコホートの連結)

認知症前臨床期を対象とした薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築する研究(新規)

○創薬研究のターゲットであるプレクリニカル期の人が治験等に容易に参加できる仕組みの構築

登録時検査・登録後定期検査・国際準拠のウェブ検査

高リスクと判定

臨床検査・血液マーカー・遺伝子、画像 etc

ID+検査結果

認知症前臨床期と判定

認知症前臨床期のご登録者

治験情報の提供

同意取得

製薬企業等による治験

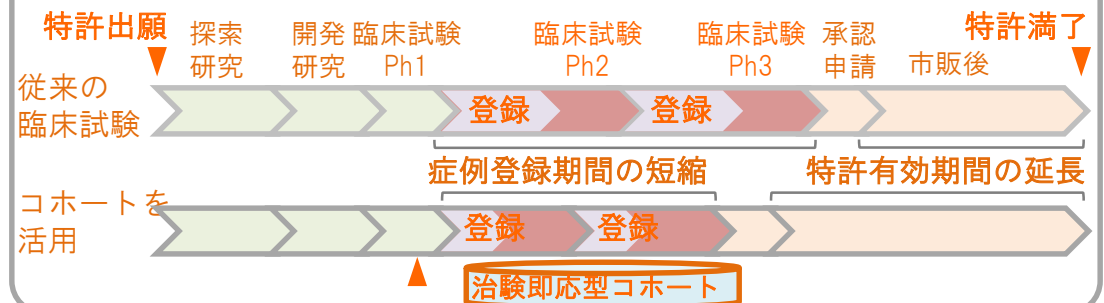
同意取得  
登録用ID付加

登録に連携・協力

- 事務局機能
- ・検査法等の標準化
  - ・データ管理・解析支援
  - ・研究施設間調整
  - ・共同IRB
  - ・国際連携等

学会・製薬企業等による支援

治験即応型コホートの利用による創薬研究開発加速のイメージ



工程

